

社会福祉法人ふくい福祉事業団個人情報保護規程

平成18年 3月29日

福井県福祉事業団規則第220号

最終改正 平成24年4月1日規則第266号

(目的)

第1条 この規程は、福井県個人情報保護条例(平成14年福井県条例第6号。以下「条例」という。)第58条の規定に基づき、社会福祉法人ふくい福祉事業団(以下「事業団」という。)の個人情報の保護に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報および法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。
- (2) 管理文書 事業団の役員および職員(以下「役職員」という。)が職務上作成し、または取得した文書、図画および電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、事業団が管理しているものをいう。ただし、官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定のものに販売することを目的として発行されるものを除く。
- (3) 本人 個人情報から識別され、または識別され得る個人をいう。

(事業団の理事長の責務)

第3条 事業団の理事長(以下「理事長」という。)は、福井県個人情報保護条例の趣旨にのっとり、その保有する個人情報保護されるよう最大限の配慮をしなければならないとともに、個人情報の保護に関し必要な施策を講じなければならない。

(個人情報取扱事務登録簿の作成等)

第4条 理事長は、個人情報を取り扱う事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述または個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報が記録された管理文書を使用するもの(以下「個人情報取扱事務」という。)を開始しようとするときは、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿(以下「登録簿」という。)を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。記載した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
 - (2) 個人情報取扱事務の目的
 - (3) 個人情報を収集する根拠
 - (4) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
 - (5) 個人情報の対象者
 - (6) 個人情報の記録項目
 - (7) 個人情報の収集先
 - (8) その他理事長が定める事項
- 2 理事長は、前項の規定により作成した登録簿に係る個人情報取扱事務を廃止したときは、速やかに当該登録簿を廃棄しなければならない。
- 3 前2項の規定は、事業団の役職員および役職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する個人情報取扱事務については、適用しない。

(収集の制限)

- 第5条 理事長は、個人情報を収集するときは、あらかじめ、個人情報を取り扱う事務の目的（以下「利用目的」という。）を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。
- 2 理事長は、思想、信条または信教に関する個人情報および社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、法令または他の条例（以下「法令等」という。）の規定に基づくとき、または個人情報を取り扱う事務の目的を達成するため必要であり、かつ、欠くことができないと認められるときは、この限りでない。
- 3 理事長は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等の規定に基づくとき。
 - (3) 個人の生命、身体または財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (4) 所在不明、心神喪失等の事由により、本人から収集することができない場合で、事務の遂行上やむを得ないと認められるとき。
 - (5) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされているとき。
 - (6) 国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体または地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）から収集する場合で、事務の遂行上やむを得ないと認められるとき。

4 理事長は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- (1) 個人の生命、身体または財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、国、独立行政法人等、地方公共団体または地方独立行政法人が行う事務または事業の適正な遂行に支障をおよぼすおそれがあるとき。
- (4) 収集の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（利用および提供の制限）

第6条 理事長は、利用目的以外の目的のために個人情報を事業団内において利用し、または事業団以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、または本人に提供するとき。
- (2) 法令等の規定に基づくとき。
- (3) 個人の生命、身体または財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされているとき。
- (5) 国、独立行政法人等、地方公共団体または地方独立行政法人に提供する場合で、当該提供を受ける者が事務の遂行上必要な限度において利用し、かつ、利用することに相当な理由があると認められるとき。
- (6) 専ら統計の作成または学術研究の目的のために利用し、または提供するとき

2 理事長は、前項ただし書の規定により個人情報を利用し、または提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

3 理事長は、事業団以外のものに個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対して、当該個人情報の利用の目的もしくは方法の制限その他必要な制限を付し、または個人情報の保護のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

（電子計算機等の結合による提供の制限）

第7条 理事長は、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合（事業団以外のものが事業団の保有する個人情報を随時入手し得る状態にするものに限る。）により、個人情報を事業団以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当

するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の規定に基づくとき。
- (2) 国、独立行政法人等、地方公共団体または地方独立行政法人に提供するとき（公益上の必要があり、かつ、当該国、独立行政法人等、地方公共団体または地方独立行政法人において個人情報の保護のために必要な措置が講じられていると認められるときに限る。）。
- (3) インターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態において提供するとき（本人の同意があるときその他明らかに個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときに限る。）。

（適正管理）

第8条 理事長は、その保有する個人情報の漏えい、滅失およびき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 理事長は、利用目的を達成するために必要な範囲内で、その保有する個人情報を正確かつ最新なものに保つよう努めなければならない。
- 3 理事長は、保有する必要がなくなった個人情報を含む管理文書については、確実にかつ速やかに廃棄し、または消去しなければならない。

（事業団の役職員等の義務）

第9条 事業団の役職員または役職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。

（委託に伴う措置）

第10条 理事長は、個人情報を取り扱う事務の全部または一部を事業団以外のものに委託するときは、当該委託を受けたものが個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止、その事務に従事する者に対する監督その他の個人情報の保護のために講ずべき措置を明らかにしなければならない。

（個人情報の開示の申出ができる者）

第11条 何人も、理事長に対し、事業団の個人情報を取り扱う事務（第4条第3項に掲げる個人情報取扱事務を除く。）に係る管理文書に記録されている自己を本人とする個人情報の開示を求めることができる。

- 2 本人が前項の規定による開示の求め（以下「開示申出」という。）をすることができないやむを得ない理由があると認められる場合には、代理人によって開示申出をすることができる。
- 3 前二項の規定にかかわらず、未成年者または成年被後見人の法定代理人は、本人に代

わって開示申出をすることができる。ただし、本人が反対の意思を表示したときは、この限りでない。

(個人情報の開示の申出方法)

第12条 開示申出は、理事長に対して、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示申出書」という。）を提出してしなければならない。

- (1) 開示申出をする者の氏名および住所または居所
- (2) 代理人が開示申出をする場合にあっては、本人の氏名および住所または居所
- (3) 管理文書の名称その他の開示申出に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (4) その他必要な事項

2 開示申出をしようとする者は、自己が当該開示申出に係る個人情報の本人またはその代理人であることを証明するために必要な書類で理事長が定めるものを提出し、または提示しなければならない。

3 理事長は、開示申出書に形式上の不備があると認めるときは、開示申出をした者（以下「開示申出者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、理事長は、開示申出者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

(個人情報の開示)

第13条 理事長は、開示申出があったときは、開示申出に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示申出者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示申出者（第11条第2項または第3項の規定により代理人が開示申出をする場合にあっては、当該本人をいう。次号および次条第2項において同じ。）の生命、健康、生活または財産を害するおそれがある情報
- (2) 開示申出者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示申出者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示申出者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）または開示申出者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示申出者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。

ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令等の規定によりまたは慣行として開示申出者が知ることができ、または知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活または財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人および日本郵政公社の役員および職員を除く。）、独立行政法人等の役員および職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員ならびに地方独立行政法人の役員および職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職および氏名ならびに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の職および氏名に係る情報にあっては、公安委員会規則で定める職にある警察職員の氏名に係るものその他の公にすることにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがあるものを除く。）

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体および地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報または開示申出者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 法人等または個人が、財団の要請を受けて、開示しないことを条件として任意に提供した情報であって、法人等または個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 法令等の定めるところによりまたは事業団が法律上従う義務を有する国の機関の指示により、開示することができないと認められる情報

(5) 事業団、国、独立行政法人等、地方公共団体および地方独立行政法人の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定のものに不当に利益を与え、もしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 事業団、国、独立行政法人等、地方公共団体または地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締りまたは試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ

ロ 個人の評価、指導、相談、選考、診断等に係る事務に関し、その適正な遂行に支

障を及ぼすおそれ

ハ 契約、交渉または争訟に係る事務に関し、事業団、国、独立行政法人等、地方公共団体または地方独立行政法人の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれ

ニ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ホ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ヘ 国もしくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等または地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(7) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧または捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると理事長が認めることにつき相当の理由がある情報

(個人情報の一部開示)

第14条 理事長は、開示申出に係る個人情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示申出者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る個人情報に前条第2号の情報（開示申出者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示申出者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示申出者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(個人情報の存否に関する情報)

第15条 開示申出に対し、当該開示申出に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、理事長は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示申出を拒否することができる。

(開示申出に対する決定等)

第16条 理事長は、開示申出に係る個人情報の全部または一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示申出者に対し、その旨および開示を実施することができる日時、場所その他開示の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 理事長は、開示申出に係る個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示申出を拒否するときおよび開示申出に係る個人情報を保有していないときを含む。）は、その旨の決定をし、開示申出者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 理事長は、第1項の規定による個人情報の一部を開示する旨の決定または前項の決定

をした場合において、当該個人情報の一部または全部を開示することができる期日があるからかじめ明らかであるときは、当該期日および開示することができる範囲を前2項の規定による通知に付記しなければならない。

(開示決定等の期限)

第17条 前条第1項または第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示申出があった日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第12条第3項の規定により開示申出書の補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、理事長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、理事長は、開示申出者に対し、速やかに、延長後の期間および延長の理由を書面により通知しなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第18条 開示申出に係る個人情報に事業団、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人および開示申出者以外のもの（以下この条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、理事長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示申出に係る個人情報が記録された管理文書の表示その他理事長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 第三者に関する情報が含まれている個人情報を開示しようとする場合であつて、当該第三者に関する情報が第13条第2号ロまたは同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、理事長は、第16条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、開示申出に係る当該第三者に関する情報の内容その他理事長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 理事長は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、理事長は、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨およびその理由ならびに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(個人情報の開示の実施)

第19条 個人情報の開示は、第16条第1項の規定による通知により理事長が指定する

日時および場所において行うものとする。

- 2 理事長は、開示申出者の利便を考慮して前項の日時を指定しなければならない。
- 3 個人情報の開示は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。
 - (1) 文書または図画に記録されている個人情報 当該個人情報が記録された管理文書の閲覧または写しの交付
 - (2) 電磁的記録に記録されている個人情報 理事長が別に定める方法
- 4 前項第1号の規定にかかわらず、理事長は、個人情報を開示することにより当該個人情報が記録された管理文書が汚損され、または破損されるおそれがあるとき、第14条の規定により個人情報の一部を開示するときその他正当な理由があるときは、当該管理文書を複製した物により開示することができる。
- 5 第12条第2項の規定は、第1項の規定により個人情報の開示を受けようとする者について準用する。

(手数料)

第20条 前条第3項または第4項の規定により開示を受けた者は、別表の上欄に掲げる個人情報が記録された管理文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額の手数料を納付しなければならない。

(個人情報の訂正の申出ができる者)

- 第21条 何人も、事業団が保有する自己を本人とする個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、理事長に対し、その訂正（追加および削除を含む。以下同じ。）を求めることができる。
- 2 第11条第2項および第3項の規定は、前項の規定による訂正の求め（以下「訂正申出」という。）について準用する。

(個人情報の訂正の申出方法)

- 第22条 訂正申出は、理事長に対して、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正申出書」という。）を提出してしなければならない。
- (1) 訂正申出をする者の氏名および住所または居所
 - (2) 代理人が訂正申出をする場合にあつては、本人の氏名および住所または居所
 - (3) 管理文書の名称その他の訂正申出に係る個人情報を特定するために必要な事項
 - (4) 訂正を求める内容および理由
 - (5) その他必要な事項
- 2 訂正申出をしようとする者は、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類その他の資料を提出し、または提示しなければならない。

- 3 訂正申出をしようとする者は、自己が当該訂正申出に係る個人情報の本人またはその代理人であることを証明するために必要な書類で理事長が定めるものを提出し、または提示しなければならない。
- 4 理事長は、訂正申出書に形式上の不備があると認めるときは、訂正申出をした者（以下「訂正申出者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（個人情報の訂正）

第23条 理事長は、訂正申出があった場合において、当該訂正申出に理由があると認めるときは、利用目的を達成するために必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正申出に対する決定等）

第24条 理事長は、訂正申出に係る個人情報の全部または一部の訂正をするときは、その旨の決定をし、当該個人情報の全部または一部の訂正をした上、訂正申出者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 2 理事長は、訂正申出に係る個人情報の全部の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正申出者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第25条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正申出があった日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第21条第4項の規定により訂正申出書の補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、理事長は、訂正申出者に対し、速やかに、延長後の期間および延長の理由を書面により通知しなければならない。

（個人情報の提供先への通知）

第26条 理事長は、訂正決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

（個人情報の利用停止の申出ができる者）

第27条 何人も、事業団の保有する自己の個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、理事長に対し、当該各号に定める措置（以下「利用停止」という。）を求

めることができる。

- (1) 第5条の規定に違反して収集されたものであるとき、第6条第1項および第2項の規定に違反して利用されているとき、または第8条第3項の規定に違反して保有されているとき 当該個人情報の利用の停止または消去
 - (2) 第6条第1項および第2項または第7条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止
- 2 第11条第2項および第3項の規定は、前項の規定による利用停止の求め（以下「利用停止申出」という。）について準用する。

（利用停止申出の手続）

第28条 利用停止申出は、理事長に対して、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止申出書」という。）を提出してしなければならない。

- (1) 利用停止申出をする者の氏名および住所または居所
 - (2) 代理人が利用停止申出をする場合にあっては、本人の氏名および住所または居所
 - (3) 管理文書の名称その他の利用停止申出に係る個人情報を特定するために必要な事項
 - (4) 利用停止を求める内容および理由
 - (5) その他必要な事項
- 2 利用停止申出をしようとする者は、自己が当該利用停止申出に係る個人情報の本人またはその代理人であることを証明するために必要な書類で理事長が定めるものを提出し、または提示しなければならない。
- 3 理事長は、利用停止申出書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止申出をした者（以下「利用停止申出者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（個人情報の利用停止）

第29条 理事長は、利用停止申出があった場合において、当該利用申出に理由があると認めるときは、事業団における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止申出に係る個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

（利用停止申出に対する決定等）

第30条 理事長は、利用停止申出に係る個人情報の全部または一部の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止申出者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 理事長は、利用停止申出に係る個人情報の全部の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止申出者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第31条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止申出があった日から起算して30日以内にななければならない。ただし、第27条第3項の規定により利用停止申出書の補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、理事長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、理事長は、利用停止申出者に対し、速やかに、延長後の期間および延長の理由を書面により通知しなければならない。

(苦情の処理)

第32条 理事長は、当該理事長が行う個人情報の取扱いに関する苦情があつたときは、適切かつ迅速に処理するよう努めなければならない。

(異議の申出)

第33条 開示決定等、訂正決定等または利用停止決定等に異議がある者は、当該決定を知った日の翌日から起算して60日以内に、理事長に対して、異議申出書により異議の申出をすることができる。

(所管課長の意見聴取)

第34条 理事長は、前条の異議申出書が提出されたときは、速やかにその写しを福井県健康福祉部地域福祉課長（以下「所管課長」という。）に送付し、当該所管課長の意見を聴いた上で当該異議の申出に回答しなければならない。

(運用状況の報告)

第35条 理事長は、毎年度この規程の運用状況を所管課長に報告するものとする。

(制度の周知)

第36条 理事長は、県民がこの規程を適正かつ有効に活用できるようにするため、この規程の目的、利用方法等について広く周知を図るよう努めるものとする。

(委任)

第37条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事長が定め

る。

附 則
(施行期日)

- 1 この規程は、平成17年5月26日から施行する。

附 則
この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成24年4月1日から施行する。